

e-ライフ

新聞

令和4年度

HPあります!
<https://e-lifesogohoken.com>



SOMPOひまわり生命
第一生命代理店

e-ライフ総合保険

有限会社江見総合保険

〒700-0823

岡山市北区丸の内2丁目12-20内山下ビル1階

TEL:086-212-3535 FAX:086-212-3232

✉ : e-lifesogohoken@n1002507.
insurance-agt.ne.jp



令和4年4月1日より成人年齢が18歳に引き下げられました。
民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。
18歳が成年となることで注意しなければならないトラブル10をご紹介します。

18歳成人で気を付けることは？



1. 副業・情報商材やマルチなどの**"もうけ話"**トラブル
2. エステや美容医療などの**"美容関連"**トラブル
3. 健康食品や化粧品などの**"定期購入"**トラブル
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など**"SNSきっかけ"**トラブル
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの**"出会い系"**トラブル
6. デート商法などの**"異性・恋愛関連"**トラブル
7. 就活商法やオーディション商法などの**"仕事関連"**トラブル
8. 賃貸住宅や電力の契約など**"新生活関連"**トラブル
9. 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの**"借金・クレカ"**トラブル
10. スマホやネット回線などの**"通信契約"**トラブル

いずれの場合も、

- ① その場で**すぐ契約をしない**。契約をせかされる場合は**絶対に契約をしない**。
- ② その人・店・会社が信用できるかどうか、家族や第三者に相談する。
- ③ 借金をして**まで契約をしない**。

ということが大切ですね。

お子様が18歳成人を迎える親御様はご心配でしょうが、**このような手口やトラブルがあることをお子様も知っておくこと**が必要だと思っておりますので、ぜひご一読ください。

まだまだ流行は終わっていません

新型コロナウイルス陽性となった場合

— 医療保険にご加入されている方へ —

自宅やホテル療養でも、入院給付金等をお支払いできる場合があります。
～療養終了後に保険金給付手続きができます～

請求の際には、陽性診断が証明できる書類と療養期間(始まりと終わり)が確認できる書類が必要です。

① 保健所・自治体発行の書類

例: 就業制限通知書と就業制限解除通知書※、医師の届け出に基づく通知書、宿泊療養証明書、入院勧告解除通知書、その他療養の事実が確認できる書類)

※就業制限通知書と解除通知書においては**本人からの申出がない限り発行しない自治体もある**ためご注意ください。

② 医療機関より発行される書類

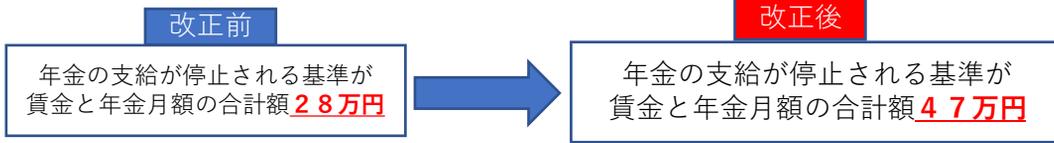
例: 領収証、診察明細書、退院証明書、その他療養の事実が確認できる書類)

* 上記は概要を説明しており、保険会社・保険種類によって内容が異なります。詳しくは、加入している保険会社の代理店・担当者までお尋ねください。

令和4年4月1日より年金制度が変わりました。

1. 在職中の年金受給の在り方が見直されます。

60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます。



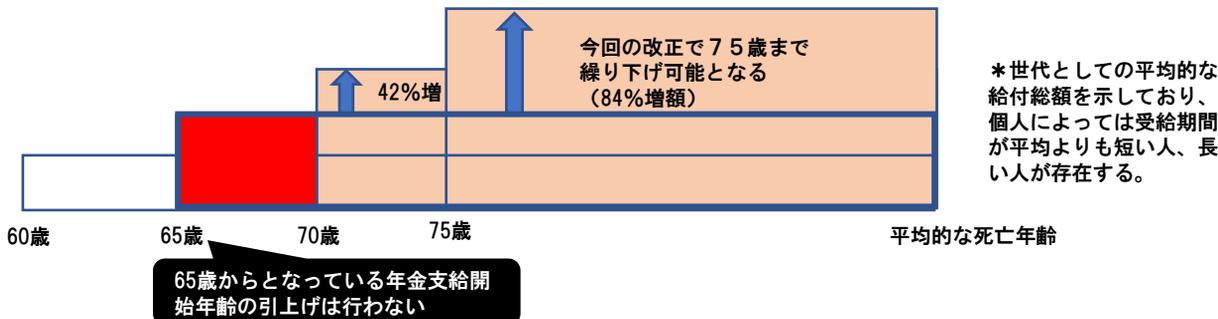
よって、賃金と年金月額の合計額が28万円から47万円の方は、年金額の支給停止がされなくなります。
※なお、65歳以上の在職老齢年金制度（高在老）については、現行の基準は47万円となっており、変更はされません。

2. 在職時改訂が導入されました。

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改訂し、それまでに納めた保険料を年金額に反映する制度です。これまでは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額は改訂されませんでした。在職定時改訂の導入により、就労を継続したことの効果退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

3. 受給開始時期の選択肢が拡大されました。

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰り下げ制度について、より柔軟で使いやすいものとするための見直しが行われました。現行制度では60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げます。繰り下げ増額率は1月あたり、プラス0.7%（最大プラス84%）となります。この制度改正は、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。
なお、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行われません。



- (参考) 繰上げ・繰り下げによる減額・増額率 減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される
- 繰上げ減額率=0.5%×繰り上げた月数（60歳～64歳）
※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。
 - 繰上げ減額率=0.7%×繰り上げた月数（66歳～75歳）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率（改正後）	70% (76%)	76% (80.8%)	82% (85.6%)	88% (90.4%)	94% (95.2%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	108.4%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

資料提供協力：岡山県労務協会